

第17回議会改革特別委員会

日時：平成24年9月27日（木） 午前10時00分～午前11時07分

場所：議員協議会室

出席委員（7名）

委員長 小 関 淳

副委員長 佐 藤 卓 也

委員 小 野 周 一 石 川 正 志 伊 藤 操

小 嶋 富 弥 山 口 吉 静

欠席委員（1名）

奥 山 省 三

1 議員懇談会での協議結果の取扱い（再協議等）について

・ 会派代表者会の公開について

各会派で検討した意見を持ち寄った結果、会派代表者会は“公開すべきではない”との意見が多数を占めたため、会派代表者会は公開しないこととした。

自治法第100条第12項の規定による「協議等の場」について、会議規則別表から「会派代表者会」を削除することとした。

・ 会派の1人制について

会派については、従来どおり2人以上とした。

・ 陳情の取扱いを請願と同じにすることについて

これまでどおりの取扱いとすることとした。

・ 議案の賛否公開を全議案公開することについて

原則全て公開することとする。議会だよりについては、スペースの関係上、賛否の割れたものとなる可能性もある。

・ 請願者に説明の機会を与えることについて

説明をする機会を与えるということで、強制に説明を求めるものではなく権利を付与するものなので、計画案どおりとする。

・ 反問権の導入について

あくまでも論点を整理するものなので、計画案どおり導入するものとする。

・ 日曜議会の開催について

日曜議会は最初は話題性があるが、継続させるのはどの議会も厳しいのが現状。日曜議会が市民の傍聴意識を高めるのが目的だとすれば、インターネット中継を早急に導入するほうが効果的である。

2 次回委員会について

- ・ 次回の委員会の開催日時は、平成 24 年 10 月 25 日（木） 10 時からとしました。